

令和6年度 第2回幸田町総合教育会議 次第

日 時：令和6年11月5日（火）

午前9時から午前9時50分まで

場 所：幸田町役場 第3第4委員会室

1 町長挨拶

2 教育長挨拶

3 議題

(1) 体育館空調整備設置工事について

(2) 第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画（案）について

令和6年度 第2回幸田町総合教育会議 名簿

○ 総合教育会議 構成員

職 名	氏 名	備 考
町長	成 瀬 敦	
教育委員会 教育長	池 田 和 博	
教育委員会 委員	壁 谷 昭 代	教育長職務代理者
教育委員会 委員	中 西 雅 俊	
教育委員会 委員	穂 吉 沙 織	
教育委員会 委員	佐 野 康 晴	

○ 構成員以外の出席者及び事務局

職 名	氏 名	備 考
副町長	大 竹 広 行	
企画部長	内 田 守	
企画政策課長	柴 田 淳 一	
企画政策課主幹	石 川 純 子	政策グループ
企画政策課主事	河 村 令 子	政策グループ
住民こども部長	三 浦 正 義	
こども課長	鈴 木 雅 也	
教育部長	菅 沼 秀 浩	
学校教育課長	加 藤 宏 和	
学校指導担当課長	近 藤 克 幸	
学校教育課主幹	斎 藤 久 美 子	庶務グループ
教育部次長兼 文化スポーツ課長	夏 目 守 雄	

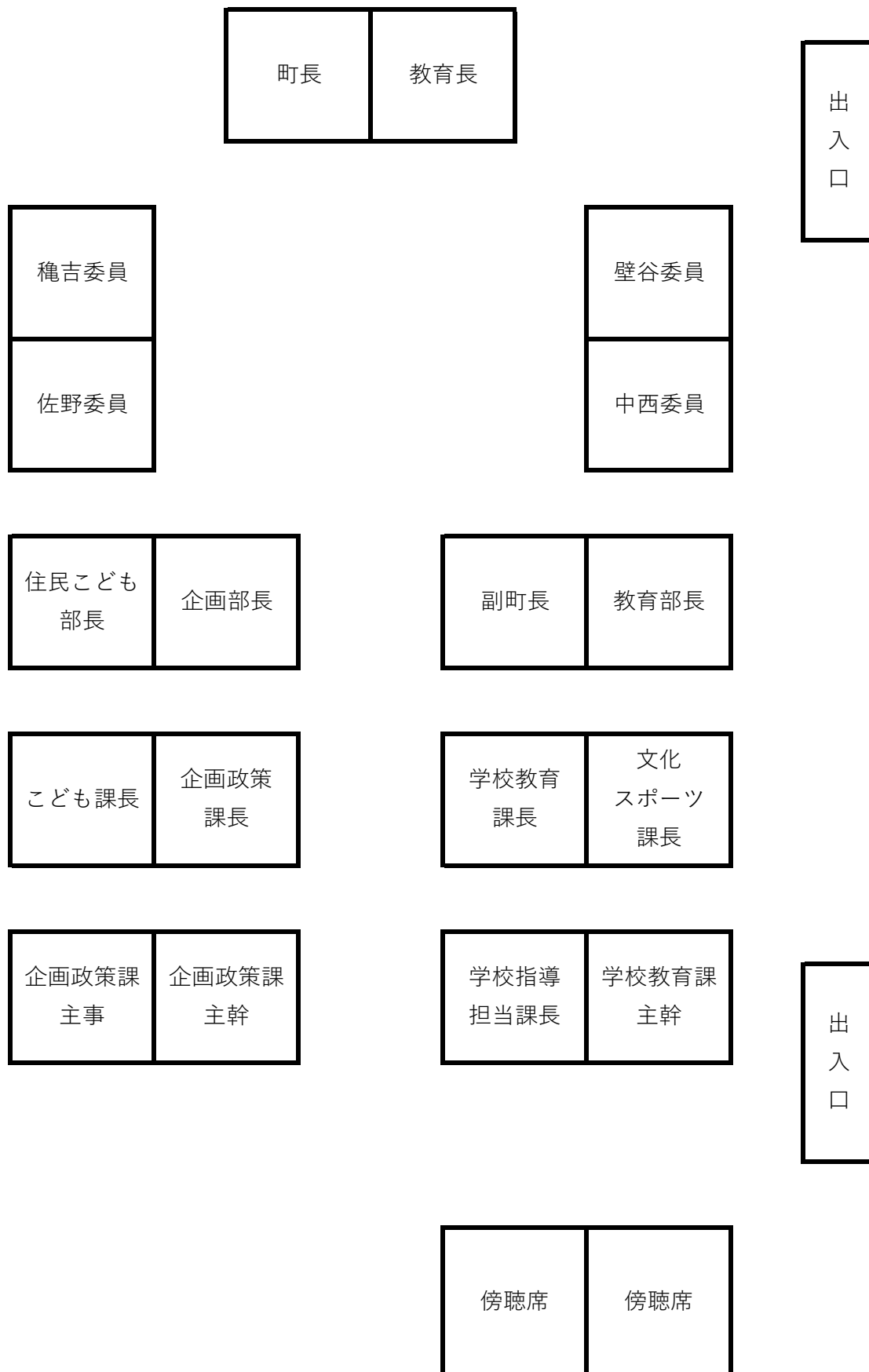
令和 6 年度 第 2 回幸田町総合教育会議 座席表

日時：令和 6 年11月5日（火）

午前9時から

場所：幸田町役場 4階

第 3 第 4 委員会室



体育館空調設備設置工事について

教育委員会学校教育課

1 目的

近年の猛暑により体育授業や部活動に影響が生じていることに対する安全な環境を確保すること及び災害時における避難所としての機能確保のために、町内3中学校の体育館に空調設備の設置を行う。

2 概要

設置する冷房機器については3中学校共通で下記のとおり

室内機 天吊露出型 14kw/基 × 16基

室外機 56kw/基 × 4基

熱源については、災害時の使用を想定した場合に、電気式及び都市ガス式の場合は供給停止となり使用できない事が想定されるため、LPガスを採用する。LPガス式の保管量については、災害時を想定し最大約12日分の運転を可能とする量を保管する。

3 工事名等

工 事 名：体育館空調設備設置工事

工事場所：幸田中学校、南部中学校、北部中学校

請負業者：辻村工業株式会社 幸田営業所

請負金額：208,450,000円

内、災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業
費補助金 補助予定額76,525,251円

※実績により補助額の変動あり

工 期：着手 令和6年10月2日

完了 令和7年1月31日

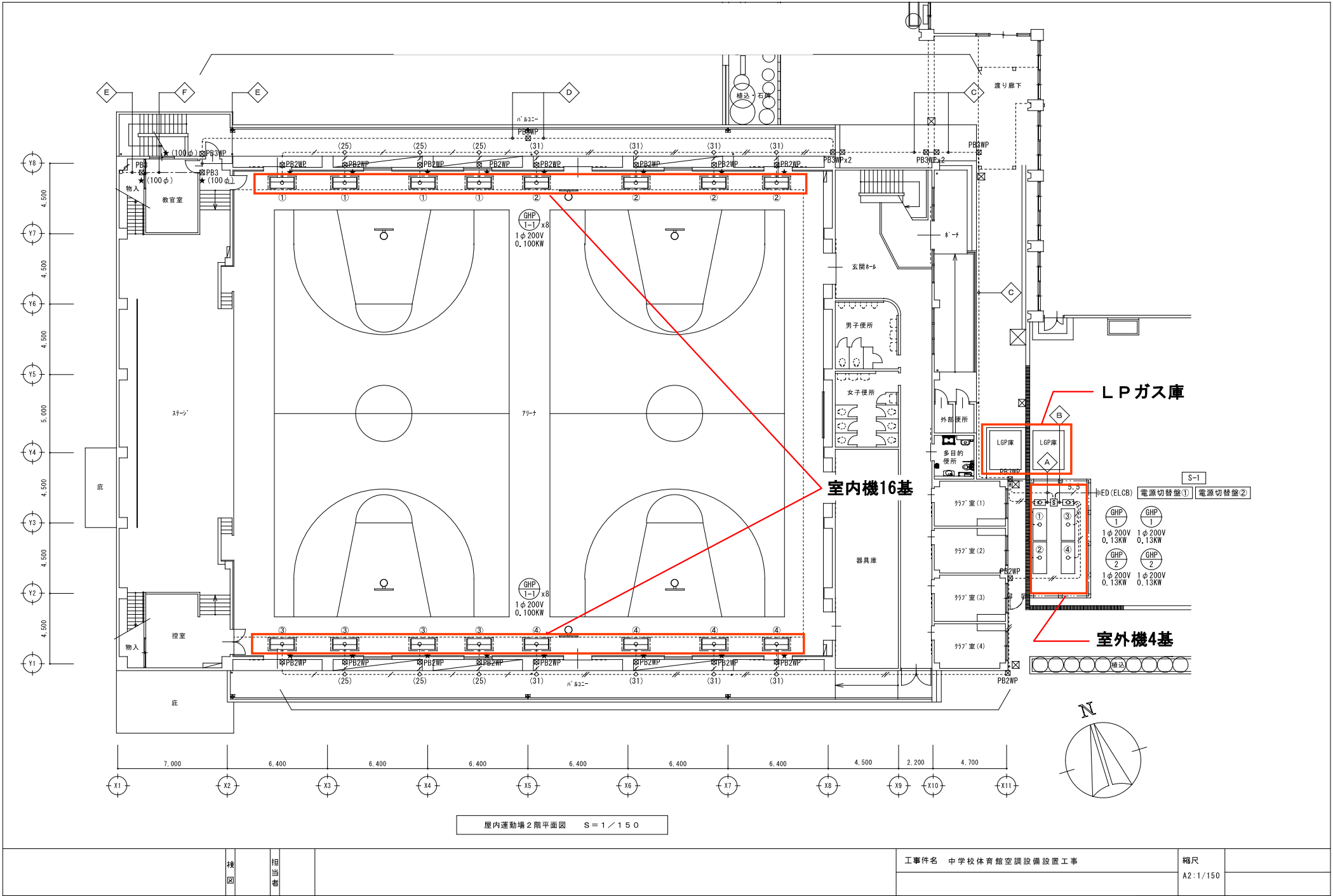
4 施設配置平面図

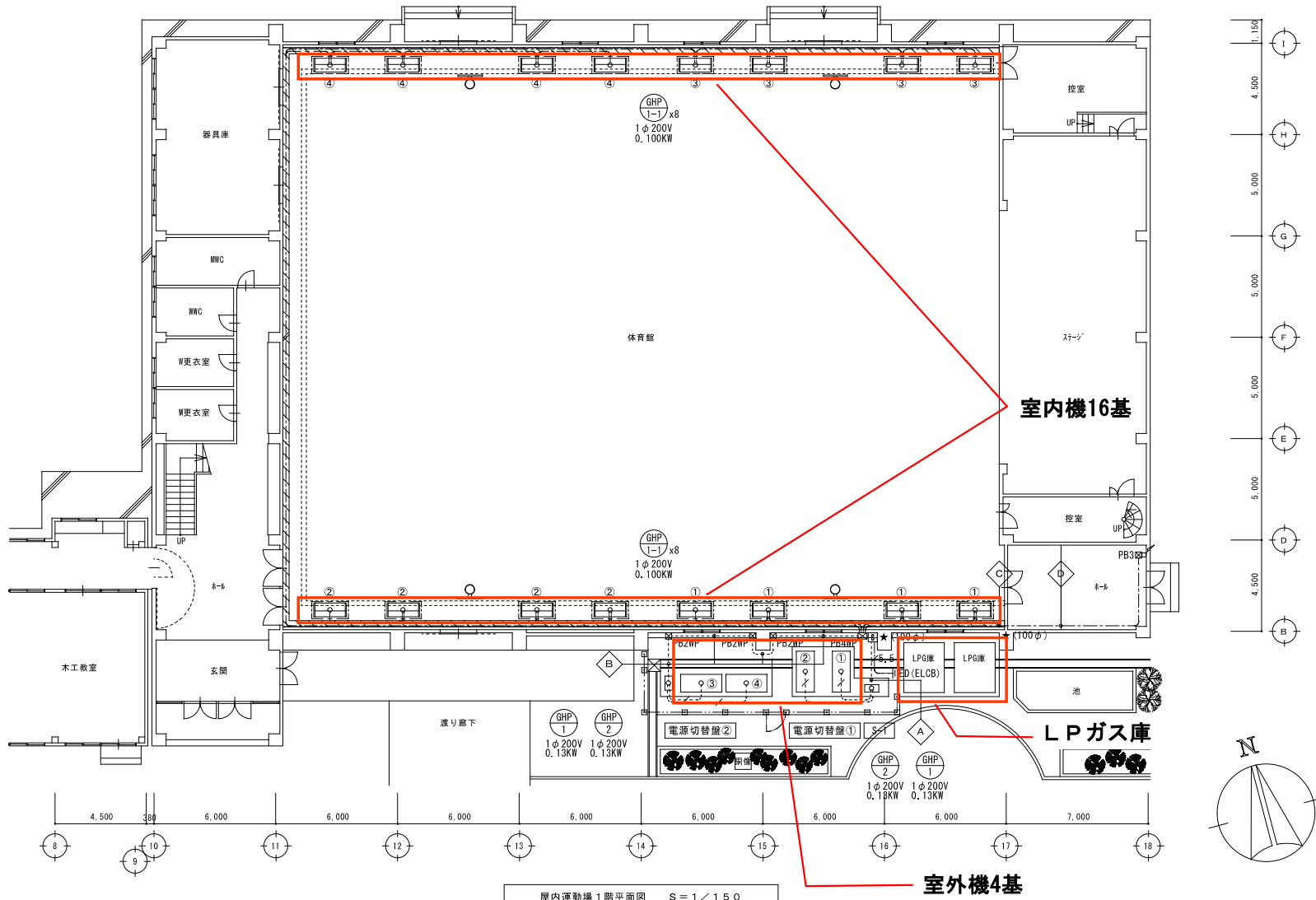
別紙のとおり

5 空調利用方法について

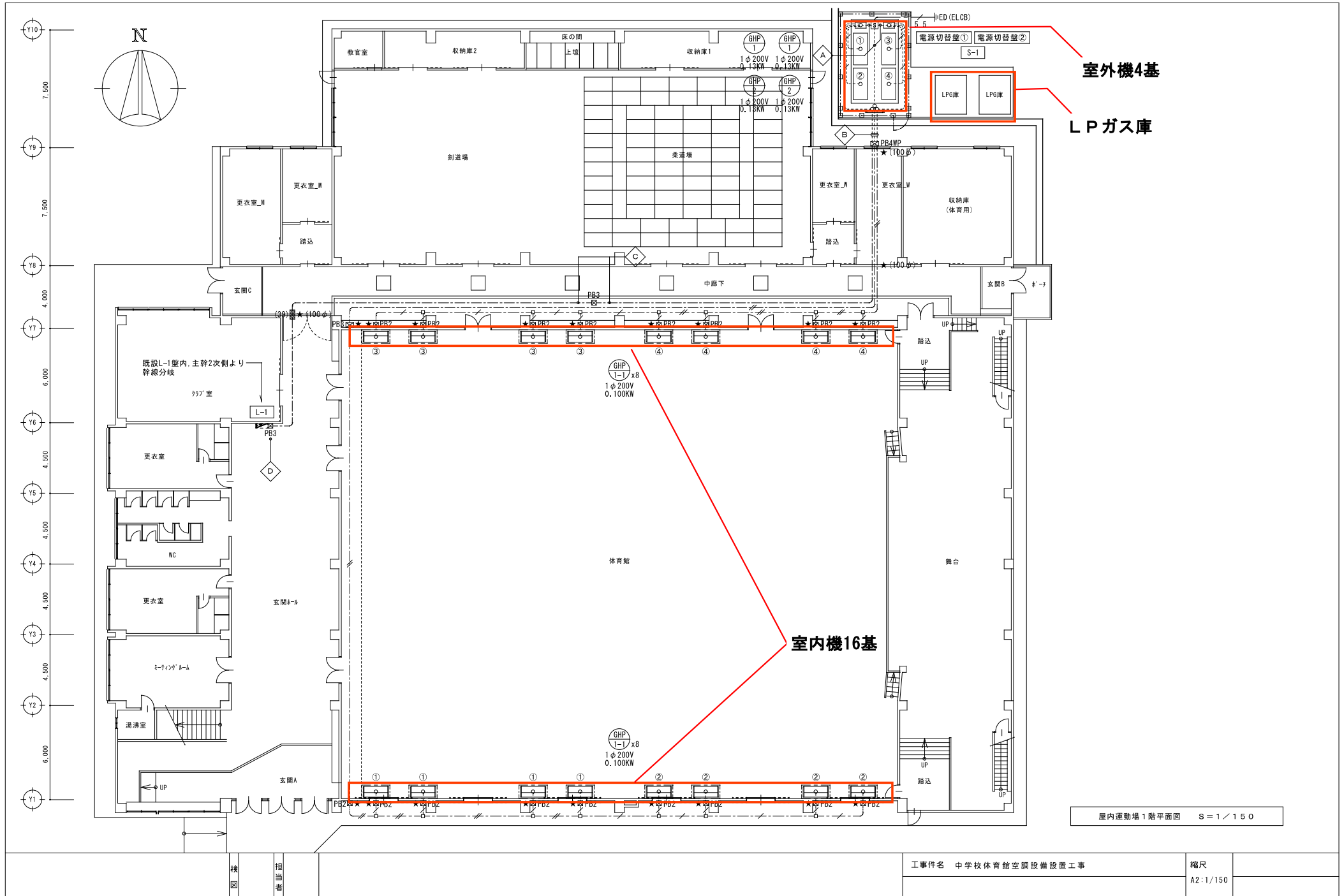
夏季については、暑さ指数(WBGT)を見ながら教室空調と同様の利用とする。冬季については、卒業式等の式典時のみの利用とする。

文化スポーツ課で行っている体育館のスポーツ開放利用においても希望団体には有償で利用可能とする予定であり運用方法について検討中。





検 図	担 当 者		工事件名 中学校体育館空調設備設置工事	縮尺	
				A2:1/150	



第3期幸田町子ども・子育て支援事業計画（案）について

住民こども部こども課

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子ども・子育て支援施策の充実を図るために策定する。

(2) 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5か年とする。

(3) 計画の対象

児童福祉法に基づく各事業はおおむね18歳未満を対象とし、子ども・子育て支援法の規定に基づく各事業は、おおむね11歳の小学生までを対象とする。

(4) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」として位置付けられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針」に即して策定する。

(5) 上位計画・他計画との関連

本計画の策定に当たっては、本町の総合計画や地域福祉計画、男女共同参画プランなどの上位・関連計画との整合性を図るとともに、国や県の計画や施策の動向に基づき策定する。

(6) 上位計画等改正のポイント

- ・令和4年6月 こども基本法が成立・公布（令和5年4月1日施行）
- ・令和5年4月 こども家庭庁が創設
- ・令和5年12月 子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定

そのほか

- ・令和4年6月 児童福祉法等の一部改正により全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置を努力義務化
- ・令和5年12月 「こども未来戦略」を策定
- ・令和6年6月 子ども・子育て支援法等の一部改正により就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付「こども誰でも通園制度」の創設が決定

2 基本理念

本計画の基本理念については、一貫性のある子ども・子育て支援の推進を図るため、第1期計画からの理念を踏襲し、次のように定める。

「ひろがれ 子ども支援の輪 伸ばそう伸びよう幸田っ子」

3 アンケート調査

(1) 調査の目的

本計画を策定するに当たり、就学前及び小学生の児童を養育する保護者を対象に、子育て状況や子育てに関するニーズなどを把握し、町、国及び県の子ども・子育て支援施策の検討に利用することを目的とする。

(2) 調査の概要

ア 調査対象者

- ⑦ 町内在住の就学前児童の保護者
- ⑧ 町内在住の小学生児童の保護者

イ 調査期間

令和6年3月

ウ 調査方法

郵送による配布、郵送による回収又はWEB回答

エ 調査の回収状況

区分	配布数（枚）	回収数（枚）	回収率
就学前児童	2, 500	1, 238枚	49.5%
小学生児童	2, 911	1, 365枚	46.9%
合計	5, 411	2, 603枚	48.1%

(3) 調査結果に基づく分析

調査結果から主な課題を整理したところ、「子育てに対する不安や負担を解消するための相談窓口の整備」と「子どもが安心して過ごせる居場所づくり」が求められていることが分かった。

ア 子ども・子育てに関する不安等に寄り添い、対応する相談支援体制の充実

調査項目	分析内容
〈就学前児童の保護者調査〉 問8 子育てに関して、気軽な相談先の有無	前回調査と比べて、「ない」の割合が上昇（3.3%→8.3%）している。 また、お子さんの障がいの有無について「発達支援・医療的ケア等が必要」な場合には、「ない」が16.7%と「（障がい等に）該当しない」場合（7.5%）と比べて高くなっている。
〈就学前児童の保護者調査〉 問26 子育てに対する不安や負担感	「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」を合わせた割合は48.3%となっている。 子育てしやすいまちかどうかという場合には、「そう思わない」が68.2%、「そう思う」という場合（49.2%）と比べて高くなっている。

〈小学生の保護者調査〉 問 8 子育てに関して、気軽な相談先の有無	前回調査と比べて、「ない」の割合が上昇（4.6%→11.1%）しており、就学前児童の保護者調査と同様の傾向である。
〈小学生の保護者調査〉 問 11 子育てに対する不安感や負担感	「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」を合わせた割合は54.5%となっている。 子育てしやすいまちかどうかという場合には、「そう思わない」が73.1%、「そう思う」という場合（50.4%）と比べて高くなっている。

イ 子どもの居場所づくりの推進

関連する調査結果	
〈就学前児童の保護者調査〉 問 34 子育て全般に関する自由意見	「遊び場（児童館や公園等）の充実」に関する意見が最も多く寄せられており、次いで「給付金等、経済的支援の充実」、「一時保育の充実」、「保育園の受け入れ枠不足」と続いている。
〈小学生の保護者調査〉 問 16 幸田町の子どもに関する施策で取り組む必要性が高いと思われるもの	「子どもを犯罪などから守るための活動の推進」が46.2%、「安全・安心なまちづくりの推進」が43.8%とこれらが上位2つで、次いで「子どもの居場所づくりの推進」が42.3%と続いている。

3 基本目標

3つの基本目標に対し、9つの基本施策及び重点施策を定める。

基本目標	基本施策
基本目標 1 安心して産み、育てることのできるまちづくり	1-1 親や子どもの健康の確保・増進 1-2 子育て家庭への支援 1-3 支援を必要とする子どもと家庭への取組の推進 1-4 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備 1-5 子育てを支援する生活環境の整備 重点施策① 子ども・家庭に対する包括的な支援体制の構築と貧困の解消（こども家庭センター）

	重点施策② 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実
基本目標 2 子どもたちがのびのびと育つまちづくり	2-1 子どもの健康の確保 2-2 子どもが健やかに育つための環境の整備
基本目標 3 子育てをみんなで支えあうまちづくり	3-1 子育て地域ネットワークづくり 3-2 こどもの安全の確保

4 施策内容

(1) 分野別施策の取組（次世代育成支援行動計画）

分野別施策の取組については、第2期計画を踏襲し、基本目標に沿った基本施策を推進していく一方で、第3期計画からはアンケート調査から見えてきた課題に対し、重点施策を2つ整理した。

(2) 子ども・家庭に対する包括的な支援体制の構築と貧困の解消（重点施策①）

ア こども家庭センターの設置・運営

子育て支援に関する相談対応や家庭内の問題相談への対応などをする子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と、妊娠期から出産、子育て期までの様々な悩みや相談に対応する子育て世代包括支援センター（母子保健）との「連携」からより一歩前へ、包括的な相談支援体制を構築するため、令和8年4月からこども家庭センターを設置する。

イ 家庭支援事業等の充実（ヤングケアラーの支援等）

子育て家庭への支援の充実や児童虐待の予防を目的に、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の3つの新規事業の実施に向けて、事業推進体制の整備を図る。

また、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。）の問題については、本人や家族に自覚がないことも多い状況があることから、新たに設置するこども家庭センターと地域包括支援センターなどの介護に関する相談窓口のほか、学校や地域の関係主体が連携し、相談対応や家庭支援を図る。

ウ 子どもの貧困の解消

子どもたちの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、貧困の状況にある子どもや子育て家庭が孤立することがないよう、教育に関する相談支援や生活の安定に資するための支援とともに、生活保護法や生活困窮者自立支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法等、関連法制度に基づく支援を一体的に実施する。

(7) 教育支援

(4) 生活の安定に資するための支援

- (㌸) 保護者に対する就労の支援
- (㌹) 経済的支援

(3) 幼児期の教育・保育と子ども・子育て支援等の充実（重点施策②）

- ア 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保
- イ 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保
- ウ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- エ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携
- オ 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携
- カ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上
- キ 外国につながる幼児への支援及び配慮
- ク 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保
- ケ 子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

5 計画策定のスケジュール

時期	実施内容
令和6年3月	アンケート調査
令和6年10月1日	幸田町子ども・子育て会議（第1回）
令和6年10月から令和7年1月まで	計画素案の検討
令和7年2月予定	幸田町子ども・子育て会議（第2回）
令和7年2月から3月まで	パブリックコメント実施
令和7年3月	計画の策定・公表